

令和 2 年 3 月 3 1 日
在デンマーク日本国大使館

ロンドン乗り継ぎの留意点（新型コロナウイルス関連情報）

●ロンドンでの乗り継ぎ時の留意点

在英国日本大使館では、ロンドンにおいて乗り継ぎをされる際の留意点をホームページに掲載し、注意喚起を行っています。ロンドン経由でのご帰国を検討されている方は、同サイトをご参照ください（追って当館ホームページにも掲載します）。

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00045.html

●必要な場合はホームドクターへ連絡を

デンマーク保健庁は、通常であればホームドクターに連絡するような身体的・精神的症状がある場合には、以前のようにホームドクターに連絡するよう勧めています。慢性疾患を抱えている場合で、病状が悪化したり疑問がある場合にも、ホームドクターに連絡するよう勧めています。

病院での診察・検査が必要か否かはホームドクターが判断し、必要と判断された場合は病院で診察・検査となります。

新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合のホームドクターへの連絡についてはこちらをご覧ください。

デンマーク保健庁 コロナ Q&A（仮和訳）

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100034657.pdf>

●当館ホームページをリニューアル

新型コロナウイルス関連情報に関するこれまでの情報をよりわかりやすく、アクセスしやすいようにレイアウト等を一新しました。引き続き情報収集の参考としてご活用いただければ幸いです。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

また、当館 Facebook では、フライト運航情報など速報性の高い情報を随時発信しています。ぜひご利用ください。

<https://www.facebook.com/japanindenmark/>

●3 1 日 1 5 時時点でのデンマーク全体の感染者数は以下のとおりです。（国立血清学研究所より）

合計 3 0 3 9 名

デンマーク 2860名（死亡者90名）

フェロー諸島 169名（死亡者0名）

グリーンランド 10名（死亡者0名）

<訂正とお詫び>

「10人以上の集会」ではなく「10人を超える集会」の禁止
30日に発出した領事メールで「10人以上の集会禁止」としていましたが、
正しくは「10人を超える集会の禁止」となります。11人以上から罰金の対象となります。訂正してお詫び申し上げます。

<当館からのお願い>

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、
「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班
ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト
(デンマーク語)

www.coronasmitte.dk

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ(過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届(3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。